

公益社団法人 日本地すべり学会 規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会（以下「学会」という。）定款（以下「定款」という。）第51条に基づいて本規則を定める。この学会の機構、事業の運営、会務の分掌、職制等の定款を施行するにあたり必要な事項は、この規則に定める。

(規則の変更)

第2条 この規則の変更は、理事会の決議を要する。

(細則への委任)

第3条 この規則を施行するにあたり必要な事項は、細則に定める。

第2章 会 員

(入会)

第4条 定款第6条の規則に定めるところとは、この条の定めるところによる。

- 2 この学会に入会しようとする個人又は団体は、書面あるいは電磁的方法により、入会申込書に会費を添えて、この学会の会長に提出しなければならない。
- 3 この学会に入会しようとする団体は、この学会に対する代表者を定めて入会申込書に記載しなければならない。
- 4 個人の入会申込書の記載事項は以下のとおりとする。入会申込書の書式は任意とする。
 - (1) 会員の種別
 - (2) 所属希望支部
 - (3) 氏名、性別、生年月日
 - (4) 住所、自宅電話番号、自宅ファックス番号
 - (5) 職業、勤務先（部署名、職位含む。）及びその所在地、勤務先の電話番号及びファックス番号
 - (6) 電子メールアドレス
- 5 団体の入会申込書の記載事項は以下のとおりとする。入会申込書の書式は任意とする。

- (1) 会員の種別
 - (2) 所属希望支部
 - (3) 団体名及び業種
 - (4) 所在地、電話番号（連絡先）及びファックス番号（連絡先）
 - (5) 代表者名及び職位
 - (6) 電子メールアドレス
- 6 理事会において入会を承認したときは、第17条第4項に定める事務局長（以下「事務局長」という。）は第5条に定める会員名簿（以下「会員名簿」という。）に登録し、かつ、所属支部及び本人にその旨を通知する。
- 7 会員の資格は、理事会で入会を承認された日から発効する。
- 8 会員には会員証を発行する。~~会員は本会が開催する事業、行事等に参加する場合は会員証を携帯し、必要な場合にはそれを提示しなければならない。~~団体の場合は、代表者に対して会員証を発行する。

(会員名簿)

第5条 この学会に、会員名簿を備える。

- 2 会員名簿の記載事項は、第4条第4項又は第5項とする。
- 3 会員名簿の記載事項に変更があった場合には、事務局長が当該事項を変更し、かつ、所属支部にその旨通知する。
- 4 会員名簿は事務局長が管理する。

(変更届)

第6条 会員は、会員名簿の記載事項について変更があった場合、当該事項を記載した変更届をすみやかに事務局に提出しなければならない。変更届の書式は任意とする。

(正会員団体の代表者)

- 第7条 正会員団体が社員に選出された場合は、会員名簿に記載されている代表者が社員の権利を持つ。
- 2 正会員団体が役員に選出された場合は、会員名簿に記載されている代表者が役員
の権利を持つ。

(会費及び会員の特典)

第8条 定款第7条の規則に定めるところとは、本条から第10条に定めるところによる。

- 2 定款第7条第1項の定めにより、会員は定款第5条第1項に定めるところの会員の

種別に応じて下表に示す会費を納入しなければならない。ただし、定款第7条第2項の定めにより、名誉会員からは会費を徴収しない。

種 別	会費年額	備 考
正会員	10,000 円/人	個人、団体
学生会員	3,000 円/人	
賛助会員（個人）	15,000 円/口	1 口以上の整数口
賛助会員（団体）	50,000 円/口	同 上
名誉会員	—	

- 3 名誉会員は、理事会での推薦時に70歳以上であり、かつ、表彰受賞者又は学会活動を通して社会への貢献を認められた者を対象とする。
- 4 正会員の中から名誉会員として承認された者は、正会員から名誉会員へ種別変更の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。
- 5 非会員の中から名誉会員として承認された者は、定款第6条に定めるところの会員資格の取得に係わる手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。
- 6 会員は学会活動において以下の便宜が供与される。
 - (1) この学会の主催する研究発表会、シンポジウム、講習会、現地見学会、意見交換会ならびに各種報告会に参加し、研究成果を公表できる。
 - (2) この学会の発刊する学会誌（隔月）を受領できる。
 - (3) 学会ホームページから最新の技術情報を入手できる。
 - (4) 既刊学会誌（電子ジャーナル）を閲覧できる。
 - (5) 技術研鑽の場である各種技術委員会及び研究委員会に参画できる。
 - (6) メールアドレスを登録することにより、この学会ならびに関連学術団体の行事や技術情報等を受信できる。
 - (7) 学会に対する貢献度及び研究成果に応じて学会賞受賞の機会を得る。

（会費の納入及び会費の減免）

第9条 会費は、事業年度ごとに前納とし、毎年度3月31日までとする。

- 2 年度途中で入会した者の会費は、全額納付とする。
- 3 自然災害により被災した会員については、次年度会費の減免を行うことができる。減免の可否等については理事会の決議によりこれを定める。
- 4 年度の開始時に65才以上であってかつその時点で10年以上正会員であったものは、次の各号に定めるところにより、年会費の減免を受けることができる。ただし、毎年度ごとに会員継続の意向確認を行うため、学会事務局にメールアドレスを登録することを条件とする。
 - (1) 会費減免を受ける意向を届け出たものに対しては、正会員の会費の半額を

減免する。

- (2) 永年会費として5万円(65才以上の場合)を一括納入したものに対しては、当該一括納入した年度以降、正会員の会費の全額を減免する。
- (3) 永年会費として3万円(70才以上の場合)を一括納入したものに対しては、当該一括納入した年度以降、正会員の会費の全額を減免する。

(退会)

第10条 定款第8条の規則に定めるところとは、この条の定めるところによる。

- 2 この学会を退会しようとする個人又は団体は、書面あるいは電磁的方法により、会員の種別を記載した退会届をこの学会の会長に提出し、併せて会員証を返却しなければならない。退会届の書式は任意とする。
- 3 退会届を受理したときは、事務局長は会員名簿から抹消し、かつ、所属支部にその旨を通知する。
- 4 会員の資格は、退会届を会長が受理した日から失効する。

第3章 代議員及び社員

(代議員選挙)

第11条 定款第11条の規則に定めるところとは、本条から第13条に定めるところによる。

- 2 この学会は、代議員の選挙に関して、代議員選挙細則を定める。
- 3 代議員は、代議員選挙細則に定めるところにより、第41条に定める選挙管理委員会が管理する選挙で、正会員の投票により選定する。

(代議員候補者)

第12条 代議員選挙における代議員候補者は、正会員19名以上、21名以下の中から1人の割合をもって選定する。

(代議員の欠員)

第13条 代議員が欠員となったときは、定款第12条第3項、同第4項、同第5項及び同第6項に基づき選定する。

第4章 役員

(役員選挙)

第14条 定款第26条の規則に定めるところとは、本条から第16条に定めるところによる。

- 2 この学会は、役員選挙に関して、役員選挙細則及び役員候補者推薦細則を定める。
- 3 役員は、役員選挙細則に定めるところにより、第41条に定める選挙管理委員会が管理する選挙で、代議員の投票により選定する。

(役員候補者)

第15条 第42条に定める役員候補者推薦委員会は、役員候補者推薦細則の定めるところにより役員候補者を選定する。

(役員欠員)

第16条 会長、副会長、専務理事が欠員となったときは、定款第28条第2項、同第3項、定款第33条第2項第3号及び第34条第3項第4号に基づき選定する。

- 2 会長、副会長、専務理事以外の役員に欠員が生じ、かつ役員定数を下回るときは、定款第28条第2項、第3項に基づき選任する。

第5章 事務局及び部

(事務局)

第17条 定款第39条第4項の規則に定めるところとは、本条に定めるところによる。

- 2 定款第39条による職員を以て、事務局を構成する。
- 3 事務局は、会長、副会長、専務理事の指揮を受ける。
- 4 事務局における事務の責任者として事務局長をおく。
- 5 事務局は、専務理事の指示の下、内外の関連学協会との連絡及び協力、ならびに各部、各支部及び各委員会との連絡調整にあたる。
- 6 事務局は、金銭及び物品の出納、保管、財産管理等、その他一般経理に係わる事項、渉外に係わる事項ならびに部に属さない一般庶務に係わる事項を掌る。
- 7 事務局の運営に関する事項については、事務局運営細則に定める。

(部の構成)

第18条 定款第40条第2項の部の運営等に関する事項について、規則に定めるところとは、本条から第24条に定めるところによる。

- 2 この学会は、会務を分掌するために事務局の下に総務部、編集出版部、研究調査

部、事業計画部及び国際部の5部を置く。

(総務部)

第19条 総務部は、社員総会及び理事会に係わる事務、広報及びホームページの管理運営に係わる事項、予算、決算、定款、規則、細則及びその他法規に係わる事項を掌る。

- 2 総務部は、総務部運営細則、会計細則、基本財産管理細則、特定費用準備資金取扱細則、国内旅費細則、海外旅費細則、謝金細則、職員俸給細則、職員退職金支給細則、職員就業細則、会議運営細則、文書細則、印章取扱細則、発注関係事務処理細則、広報細則、特別研究員細則及び公的研究費等の管理・監査細則の定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(編集出版部)

第20条 編集出版部は、日本地すべり学会誌及びその他刊行物の編集、出版、頒布、図書及び資料の収集保管、ならびに学会誌編集委員会及び出版委員会に係わる事項を掌る。

- 2 編集出版部は、編集出版部運営細則及び出版細則に定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(研究調査部)

第21条 研究調査部は、地すべり等の斜面変動に関する調査研究及びこれらについての受託のほか、緊急災害調査、調査、研究開発の助成、規格及び基準等に係わる事項を掌る。

- 2 研究調査部は、研究調査部運営細則、土砂災害緊急調査細則、研究委員会助成細則及び受託業務取扱細則の定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(事業計画部)

第22条 事業計画部は、研究発表会、シンポジウム、講習会、講演会、現地見学会及び普及講演会等に係わる事項を掌る。

- 2 事業計画部は、事業計画部運営細則及び研究発表会実施細則の定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(国際部)

第23条 国際部は、国際学術会議、国際研究集会、国際交流活動及び学会誌への国際地すべりニュース等の情報の提供に係わる事項を掌る。

- 2 国際部は、国際部運営細則の定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(部役員)

第24条 部に部長（1名）を置く。

- 2 部長は、理事の中から理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 部長は、理事会の議決に従い、部の所掌事務を統括する。
- 4 部長は、必要あるときは、副部長（若干名）及び部員を置くことができる。部長は、副部長および部員が記載された名簿を毎年理事会へ報告する。
- 5 副部長及び部員は、会員の中から選任する。
- 6 副部長及び部員は、部長の命令を受け、分掌事項を処理する。
- 7 部長、副部長及び部員の任期は、毎年見直しを行う。ただし、再任を妨げない。

(部の活動報告)

第25条 部長は、部の活動内容について、通常理事会において報告しなければならない。

第6章 支 部

(支部運営)

第26条 定款第40条第2項の支部の運営等に関する事項について、規則に定めるところとは、本条から第34条に定めるところによる。

- 2 この学会は、支部運営細則の定めるところにより、支部の円滑な事業運営を図る。

(支部区域)

第27条 この学会は、定款第2条第2項に定めるところにより、次の所轄区域に支部を置く。

支 部	所 轄 区 域 （都道府県）
北海道	北海道
東 北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
新 潟	新潟
関 東	群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉、山梨
中 部	富山、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重
関 西	福井、滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫、岡山、鳥取、広島、島根、山口、香川、徳島、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄

(支部区域の変更、増設又は統合)

第28条 会長は、理事会の決議を経て、支部の所轄区域を変更し、支部を増設し、又は統合することができる。

(支部の機能)

第29条 支部は、定款第3条の目的をこの学会が達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 会務に関することを、支部に所属する会員に伝達すること。
- (2) 会務の執行について、理事会が委嘱した又は承認した事項を行うこと。
- (3) 支部に所属する会員の意見を理事会に申達すること。
- (4) 支部に所属する会員相互の交流を図ること。
- (5) その他支部総会及び支部役員会で定めた事項を行うこと。

(会員の所属支部)

第30条 会員は、第4条第4項第2号又は第4条第5項第2号の事項を記載することにより、希望する支部に所属することができる。ただし、特に希望がない場合は、次の所属とする。

- (1) 個人の場合、当該会員の住所を管轄区域とする支部
 - (2) 団体の場合、当該会員の代表者の住所を管轄区域とする支部
- 2 前項の規定にかかわらず、海外在住の会員は、この学会の主たる事務所の存する区域を所轄する支部の所属とする。

(支部の構成)

第31条 支部は、当該支部に所属する正会員により構成する総会（以下「支部総会」という。）により運営する。

- 2 支部に次の支部役員を置く。

役 位	定 員
支部長	1名
副支部長	1～4名
支部監事	2名

(支部役員を選任)

第32条 支部の役員は、支部総会において選任する。

(支部役員の職務)

第33条 支部長は、支部を代表し、支部に属する業務を執行する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、かつ支部長に事故があるときその職務を代行する。

- 3 支部監事は、支部の会計及び支部役員の業務執行状況等を監査する。

(支部の経費)

第34条 支部の経費は、その活動を支えるために本部より配分される予算をもって仮払い金として支弁する。

(理事会への報告義務)

第35条 支部長は、支部の活動について、通常理事会において報告しなければならない。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第36条 定款第40条の委員会の運営等に関する事項について、規則に定めるところとは、本条から第44条に定めるところによる。

- 2 この学会は、業務遂行上必要あるときは、理事会の決議を経て、特定の事項に係る調査又は審議を行う委員会を、理事会、部又は支部の下に設ける。
- 3 本条第2項に定める委員会は、本学会のガバナンスに関わるような中立性を保つために理事会が設置する特別委員会、学会運営を行う上で通年を通して設置している常設委員会、必要に応じて理事会が設置する本部委員会、本学会に関連する研究課題を解決することを目的に部に設置する研究委員会、必要に応じて支部に設置する支部委員会とする。
- 4 特別委員会は、選挙管理委員会、役員候補者推薦委員会、表彰委員会とする。
- 5 常設委員会は、学会誌編集委員会、出版委員会、土砂災害緊急対応委員会、解説委員会とする。

(委員の選任)

第37条 選挙管理委員会の委員は、代議員選挙細則で定める

- 2 役員候補者推薦委員会の委員は、役員選挙細則で定める。
- 3 表彰委員会の委員は、表彰細則で定める。
- 4 学会誌編集委員会および出版委員会の委員は、編集出版部運営細則で定める。
- 5 土砂災害緊急対応委員会の委員は、土砂災害緊急対応運営細則で定める。
- 6 解説委員会の委員は、解説委員会運営細則で定める。
- 7 本部委員会の委員は、規則第38条第4項で定める委員会の委員長が選定し、会長が委嘱する。
- 8 研究委員会の委員は、当該委員会を所轄する部長が選定、委嘱する。

- 9 支部委員会の委員は、当該委員会を所轄する支部長が選定、委嘱する。
- 10 委員の選定にあたり、当該委員会を所轄する理事会、部又は支部は、委員を会員から公募することができる。

(委員会の構成及び職務)

第38条 委員会に委員長1名をおき、必要に応じ副委員長1名ならびに幹事若干名を置くことができる。

- 2 特別委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、会長が委嘱する。副委員長及び幹事は委員長が委員の中から選定し、会長が委嘱する。
- 3 常設委員会の委員長、副委員長及び幹事は、学会誌編集委員会および出版委員会については、編集出版部運営細則で定める。解説委員会については解説委員会運営細則で定める。
- 4 本部委員会の委員長は、会長が本学会の会員の中から選定する。副委員長及び幹事は、委員長が委員の中から選定する。委員長は、委員、副委員長及び幹事を理事会へ報告する。委員長、副委員長及び幹事は、会長が委嘱する。
- 5 研究委員会の委員長は、当該委員会を所轄する部長が委員の中から選定する。副委員長及び幹事は、委員長が委員の中から選定する。委員長、副委員長、幹事は、当該委員会を所轄する部長が委嘱する。部長は、委員並びに委員長、副委員長、幹事を理事会へ報告する。
- 6 支部委員会の委員長は、当該委員会を所轄する支部長が委員の中から選定する。副委員長及び幹事は、当該委員会を所轄する委員長が委員の中から選定する。委員長、副委員長、幹事は、支部長が委嘱する。支部長は、委員並びに委員長、副委員長、幹事を理事会へ報告する。
- 7 委員長は、委員会の事務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、これを代理する。幹事は、委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(委員会の招集及び報告義務)

第39条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 特別委員会、本部委員会の委員長は、委員会における調査審議の経過及び結果を理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 常設委員会の委員長は、委員会における調査審議の経過及び結果を理事会に報告しなければならない。
- 4 研究委員会、支部委員会については、それぞれの部長、支部長が委員会における調査審議の経過及び結果を理事会に報告し、承認を得なければならない。

(委員の任期)

第40条 委員の任期は、常設委員会については、それぞれの運営細則で定める。その他の委員会については、その委員会が設置された時に、当該委員会を所轄する理事会、部又は支部で定める。再任を妨げない。

(委員会の廃止)

第41条 理事会は、委員会における調査審議の経過及び報告を審議し、委員会の廃止を決議する。

(選挙管理委員会の設置)

第42条 この学会は、定款第11条第2項に基づく代議員選挙に係わる事項ならびに定款第26条第1項に基づく役員選挙に係わる事項を掌る選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会は、代議員選挙細則ならびに役員選挙細則の定めるところにより前項の事項を実施する。

(役員候補者推薦委員会の設置)

第43条 この学会は、定款第26条第1項に基づく役員の選任に係わる事項を掌る役員候補者推薦委員会を設置する。

- 2 役員候補者推薦委員会は、役員候補者推薦細則の定めるところにより前項の事項を実施する。

(表彰委員会の設置)

第44条 この学会は、定款第4条第1項第6号に基づき、研究の奨励及び研究業績の表彰に係わる事項、及び名誉会員に係わる事項を掌る表彰委員会を設置する。

- 2 表彰委員会は、表彰細則の定めるところにより学会賞候補者を選考し、理事会に推薦する。
- 3 表彰委員会は、名誉会員候補者を選考し、理事会に推薦する。

第8章 会 計

(会計処理と運用)

第45条 定款第45条第2項の規則に定めるところとは、本条から第53条に定めるところによる。

- 2 会計に関する規則の実施においては、別に定める会計細則によらなければならない

い。

- 3 この規則及び会計細則に定めのない会計処理については、会計細則に定める経理責任者の決済を得て、会長の承認を得て行うものとする。

(会計経理の総括責任者)

第46条 会長は、会計経理に関する総括責任者とする。

(会計経理の方法)

第47条 この学会の会計経理の方法は、複式簿記の原則によることとし、収益勘定、費用勘定に区分して経理しなければならない。

(収支予算案及び事業計画案の作成、提出)

第48条 総務部長は、各部、各支部の要求その他の資料によって、毎年2月末日までにこの学会の翌年度収支予算案及び事業計画案を作成し、会長に提出しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第49条 会長は、前条の収支予算案及び事業計画案を調査審議し、定款第43条により翌年度の事業計画ならびに収支予算について理事会の議決を経て、通常社員総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 事業報告及び決算は、定款第44条第1項に基づき実施する。

- 2 通常社員総会で報告した事業報告及び事業報告の附属明細書ならびに承認を得た貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)等は、通常社員総会の終了後3ヶ月以内に行政庁に報告しなければならない。

(収入ならびに支払)

第51条 専務理事は、収入ならびに支払業務を掌る。ただし、専務理事が欠員の場合は、会長の命により総務部長がその業務を掌る。

(現金出納保管)

第52条 事務局長は、現金の出納保管の事務を行う。

- 2 専務理事は、現金支払のため、事務局長に資金を前渡することができる。

(会計事務の取扱手続)

第53条 会計の帳簿組織、決算書類の作成等、会計事務等の取扱手続は、会計細則及び基本財産管理細則に定めるところにより行う。

第54条 定款第45条第3項の規則に定めるところとは本条を言う。

- 2 特定費用準備資金の取扱いは、認定法施行規則に基づいて行い、その事務手続きについては、特定費用準備資金細則に定める。

第9章 会誌等刊行物

(学会誌)

第55条 この学会は、「日本地すべり学会誌」を発行し会員に配布し、その一部を市販することができる。

(印刷物の刊行)

第56条 学会誌以外の印刷物の刊行は、理事会の決議を経なければならない。

(刊行物の寄贈先)

第57条 学会誌その他の刊行物の寄贈先は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則施行の日以降最初の代議員選挙までの代議員の定数は71名とする。

附則（平成28年3月18日理事会決議）

この規則は、平成28年3月18日に一部改定したもので、同日から施行する。

附則（平成29年3月14日理事会決議）

この規則は、平成29年3月14日に一部改定したもので、同日から施行する。

附則（平成30年11月22日理事会決議）

この規則は、平成30年11月22日に一部改定したもので、同日から施行する。

附則（平成31年3月14日理事会決議）

この規則は、平成31年3月14日に一部改定したもので、同日から施行する。

G1

附則（令和2年9月15日理事会決議）

この規則は、令和2年9月15日に一部改定したもので、同日から施行する。